

(別紙)

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和 7 年 1 月 20 日
長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ (30kg 未満の小型魚) (以下、「小型魚」という。)

2. 管理期間

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで

3. 対象となる海区及び採捕の種類

県南海区の定置漁業

4. 県南海区の定置漁業の小型魚割当量に対する採捕の数量の率

(1 月 20 日までの暫定値)

117.7%

県南海区の定置漁業の小型魚採捕量	:	0.419 トン
県南海区の定置漁業の小型魚割当量	:	0.356 トン

5. 県南海区の定置漁業の小型魚割当量に対する採捕の数量の状態

7 割を超過 (令和 7 年 1 月 20 日集計時点)